

歩掛関係

平成23年4月1日以降

工事費の積算

① 直接工事費

1 材 料 費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 数 量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

(2) 価 格

「一般土木資材単価」の「資材単価」の「資材単価の決定について」（p 総則－1～）を参照。

2 諸 經 費

(1) 諸雑費

1) 諸雑費の定義

諸雑費は、雑材料・小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため率計上するものである。

2) 単価表

(イ)歩掛表に諸雑費率が記載されているもの

所定の諸雑費率の限度いっぱいを計上する。なお、金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

(ロ)歩掛表に諸雑費率が記載されていないもの

諸雑費は計上しない。

3) 内訳書

諸雑費は計上しない。

3 端 数 処 理

(1) 端数処理

1) 単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価=金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

2) 直接工事費計は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

3) 共通仮設費の各細別ごとの積み上げ金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

4) 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

5) 現場管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

6) 一般管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

② 間接工事費

1 諸経費の取扱い

(1) 橋梁支承(鋼製支承ならびにゴム支承)の諸経費の取扱いは下記表による。

新設・補修	橋種	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
新設	綱橋	×	×	○
	PC橋	○	○	○
補修	綱橋	○	○	○
	PC橋	○	○	○

○は対象とする ×は対象としない

(2) 鋼製砂防構造物(スリット構造およびバットレススクリーン構造に限る)の間接工事費の取り扱い

	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
鋼製砂防構造物	×	×	○

○は対象とする ×は対象としない

2 運搬費

離島地区における本土からの重機分解組立による運搬については、往復の場合、フェリー運賃を4回(2×2)回別途計上する。 トラック台数については、表1により算出する。

表1 12t トラック換算台数

機械区分	12t トラック換算台数算出式(台)	
ブルドーザ	0. 0680Wk + 0. 53	
クローラクレーン系(基本ブーム装備)	0. 0946Wk - 0. 27	
トラッククレーン機械式(基本ブーム装備)	0. 0708Wk - 1. 07	
クローラ式杭打機	0. 0963Wk - 0. 23	
オールケーシング掘削機クローラ式	0. 0885Wk + 0. 04	
地盤改良機械	0. 0799Wk + 0. 83	
トラッククレーン油圧式	0. 0587Wk - 1. 00	
オールケーシング掘削機据置式・前旋回型	0. 0460Wk + 2. 58	
中間ブームクローラクレーン系及び	~30t吊り	0. 05L
トラッククレーン機械式	35t吊り~	0. 10L

(注) 1. Wkは機械質量であり、「請負工事機械経費積算要領」別表第1に記載されている機械質量とする。

2. Lは中間ブーム長であり、装着ブーム長から基本ブーム長(表6.10)を減じて求める。

3. 算出された換算台数は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。

表6.10 基本ブーム長

機械名	吊り能力 t 吊り以上	基本ブーム長	摘要
	~ t 吊り未満		
クローラクレーン系 機械ロープ式	~ 50	9	注) 35t吊りは9.5m
	50 ~ 100	12	
	100 ~	18	
クローラクレーン系 油圧ロープ式	~ 50	10	
	50 ~ 100	13	
	100 ~	18	
トラッククレーン 機械式	~ 50	9	注) 35t吊りは9.5m
	50 ~ 100	12	
	100 ~	15	

3 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。

1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）

2) 上下水道料金

3) 有料道路利用料

区分	処分費等が「共通仮設費対象額（P）+準備費等に含まれる処分費」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額（P）+準備費等に含まれる処分費」に占める割合が3%超える場合または処分費等が3千万円を超える場合
共 通 仮 設 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額（P）+準備費等に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
現 場 管 理 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額（P）+準備費等に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
一 般 管 理 費 等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額（P）+準備費等に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。

(注) 1. 上表の処分費等は、準備費等に含まれる処分費を含む。

なお、準備費等とは、運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費、營繕費をいう。

2. これにより難い場合は別途考慮するものとする。

4 「長崎県産業廃棄物税相当額」の取扱い

「長崎県産業廃棄物税相当額」は間接工事費等の率計算の対象としない。

数 値 基 準

1 数値基準

設計書の表示単位及び数位は原則として次のとおりとする。

- (1). 設計表示単位及び数位は、別表に示すとおりとする。
- (2). 設計数量が設計表示数位に満たない場合及び、工事規模、工事内容等により、設計表示数位が不適当と判断される場合は（小規模工事等）有効数位第1位の数量を設計表示数位とする。
- (3). 数値基準以外の項目について、設計表示単位及び数位を定める必要が生じたときは工事規模、工事内容及び数値基準等を勘案して適正に定めるものとする。
- (4). 数量計算過程においての数量は、四捨五入とし、設計計上数量は、設計表示数位に切り捨ててして求めるものとする。
- (5). 設計表示単位及び数位の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。
- (6). 契約数量は設計計上数量とする。但し工事目的物以外で、指定仮設等数量明示が必要な種目以外は1式計上する。
- (7). 設計表示単位及び数位は設計図書に添付するものとする。（土質調査、測量業務関係等は除く）
- (8). 設計表示数位に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。
- (9). 単価契約には設計表示単位及び数位は適用しない。

設 計 変 更

1 一 般 事 項

- (1) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。
- (2) 設計変更時における現場管理費の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更等により補正できることとなつた場合は設計変更の対象として処理するものとする。

2 設計変更における材料単価及び歩掛施工条件等の取り扱いについて

- (1) 下記の重要な事項に該当する変更における、追加工種の費用及び工事增量分の費用については、変更時（変更指示日）の歩掛・単価により積算するものとする。

※重要な事項

- ・構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
- ・新たに追加する工種に関わるもので重要なもの
- ・一つの打合せ事項における変更見込み金額が変更前設計額の20%を超えると思われるもの。
- ・その他重要と判断されるもの

注：「重要なもの」とは、その工事の本質部分をいう（雑工事等は除く）

- (2) 上記の重要な事項に該当しない場合は、当初設計歩掛・単価により積算するものとする。

ただし、当初設計歩掛け単価による積算が著しく不適当と判断される場合は、この限りではない。

3 設計変更の積算例

請負工事の設計変更は、官積算により、次の方法で行うものとする。

(1) 設計額

設計変更の際、元設計および変更設計の種別、細別等の金額は、全て官積算額とする。

(2) 設計変更の要領

設計変更の積算は、次の方法により行う。

〔第1回変更設計額〕

$$\begin{aligned} \text{工事価格} &= \frac{\text{請負額}}{\text{当初官積算額}} \times \text{第1回変更官積算工事価格} \\ (\text{落札率を乗じた額}) & \\ \text{第1回変更設計額} &= \text{工事価格} \times (1 + \text{消費税率}) \\ (\text{落札率を乗じた額}) & \end{aligned}$$

〔第2回変更設計額〕

$$\begin{aligned} \text{工事価格} &= \frac{\text{第1回変更請負額}}{\text{第1回変更官積算額}} \times \text{第2回変更官積算工事価格} \\ (\text{落札率を乗じた額}) & \\ \text{第1回変更設計額} &= \text{工事価格} \times (1 + \text{消費税率}) \\ (\text{落札率を乗じた額}) & \end{aligned}$$

〔第3回変更設計額〕

$$\begin{aligned} \text{工事価格} &= \frac{\text{第2回変更請負額}}{\text{第2回変更官積算額}} \times \text{第3回変更官積算工事価格} \\ (\text{落札率を乗じた額}) & \\ \text{第1回変更設計額} &= \text{工事価格} \times (1 + \text{消費税率}) \\ (\text{落札率を乗じた額}) & \end{aligned}$$

(3) 設計変更の積算例

※当初官積算額 105,000 千円

[第1回変更設計額]

$$\text{工事価格} = \frac{102,900}{105,000} \times 115,000 = 112,700 \text{ 千円}$$

$$\text{第1回変更設計額} = 112,700 \times (1 + 0.05) = 118,335 \text{ 千円}$$

[第2回変更設計額]

$$\text{工事価格} = \frac{118,335}{115,000} \times (1 + 0.05) \times 105,000 = 102,900 \text{ 千円}$$

$$\text{第2回変更設計額} = 102,900 \times (1 + 0.05) = 108,045 \text{ 千円}$$

[第3回変更設計額]

$$\text{工事価格} = \frac{108,045}{105,000} \times (1 + 0.05) \times 110,000 = 107,800 \text{ 千円}$$

$$\text{第3回変更設計額} = 107,800 \times (1 + 0.05) = 113,190 \text{ 千円}$$

(注) 1) 変更官積算とは、官単位、官経費をもとに、当初官積算と同一方法により積算する。

2) 請負額、官積算額は、消費税を含んだ額。

3) 消費税率 = 消費税率 + 地方消費税率

委託費の積算

○ 設計等における数値の扱い

1－1 設計単価等の扱い

設計に使用する単価は、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている単価については、次式により求めた単価とする。

$$(\text{設計に使用する単価}) = (\text{内税単価}) \div (1 + \text{消費税率})$$

なお、算出された単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

1－2 端数処理等の方法

(1) 数量

数量に補正を行う場合、補正係数を乗じた設計数量は、小数第3位（小数第4位四捨五入）まで算出する。

(2) 単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）

補正及び変化率等により単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

(3) 補正係数及び変化率

補正係数及び変化率は、小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

(4) 金額

各構成要素の金額（設計数量×単価）は1円単位（1円未満切捨て）とする。

(5) 雑品（地質調査業務についてのみ）

雑品は、個々の歩掛に示された割合を計上することとし、1円単位（1円未満切捨て）とする。

(6) 単価表の合計額

原則として、端数処理は行わない。

(7) 内訳書の合計金額

内訳書の合計金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

(8) 諸経費

諸経費は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

(9) 技術経費

技術経費は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

(10) 業務価格

業務価格は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

1－3 設計表示単位

(1) 設計表示単位の取扱い

1) 設計表示単位及び数値は、次項以降の（2）設計表示単位一覧のとおりとする。

2) 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁（有効数字2桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。

3) （2）設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、（2）設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。

4) 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。

5) 設計表示単位及び数位の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。

6) 契約数量は設計計上数量とする。

7) 設計表示数値に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。

8) 単価契約には設計表示単位及び数位は適用しない。

